

# 長期優良住宅の電子申請について

岡山県(岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、新見市除く)では、長期優良住宅法に関する申請書等について電子申請が可能となっています。(※今までどおり、各県民局の窓口へ直接ご提出いただくことも可能です。)



## <申請方法>

(1) 次のアドレスから岡山県電子申請サービスへアクセスして下さい。

[https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action)



(2) 画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類一式をアップロードして下さい。

注1) 添付ファイルの合計サイズの上限は50MBです。

注2) 申請書類一式をPDFに一括変換して添付して下さい。

(3) 手数料ありの場合(クレジットカードによる電子納付)と手数料なしの場合で電子申請の流れが異なりますので、次ページ「電子申請の流れ」をご確認下さい。

(4) 申請書類に不備があった場合は、電話、FAX、メール等でお知らせします。

(5) 審査の結果、適合と判断した場合は「郵送」又は「窓口」で認定通知書等を交付します。

◎手数料の納付日が受付日となり、その日以降でなければ着工できないことにご留意下さい。

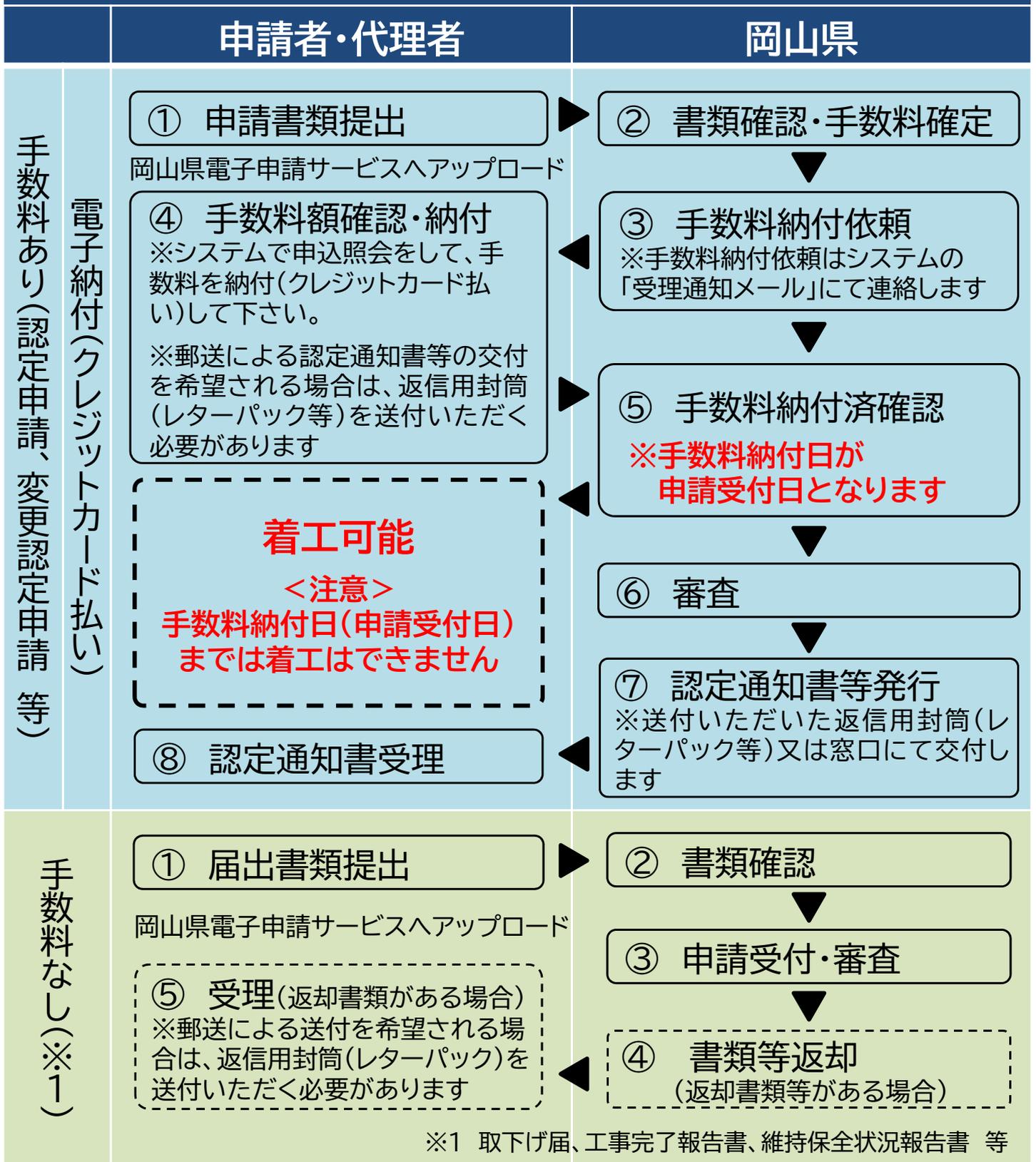
◎郵送により認定通知書等の交付を希望される場合は、認定通知書等発行までに、宛先を記入したレターパック等(申請者負担)を郵送して下さい。※認定通知書等は、信書に該当しますので、信書便の取扱いができるものとして下さい。

## <申請窓口・問合わせ先>

窓口	担当エリア	所在地	連絡先(TEL・FAX)
備前県民局 建設部 管理課 建築指導班	備前市、瀬戸内市、赤磐市、 和気町、吉備中央町	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	TEL : 086-233-9847 FAX : 086-223-1582
備中県民局 建設部 管理課 建築指導班	井原市、高梁市、浅口市、 早島町、里庄町、矢掛町	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	TEL : 086-434-7160 FAX : 086-423-4043
美作県民局 建設部 管理課 建築指導班	真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、 西粟倉村、久米南町、美咲町	〒708-8506 津山市山下 53	TEL : 0868-23-1260 FAX : 0868-22-7032

[次ページ「電子申請の流れ」](#)

# 電子申請の流れ(長期優良住宅法関係)



© 岡山県「ももっちと仲間たち」

【岡山県電子申請サービス】

[https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action)



【岡山県住宅課(長期優良住宅関係)】

<https://www.pref.okayama.jp/page/391827.html>

